

諮問番号 : 平成29年9月20日付け平成29年度諮問第1号

答申番号 : 平成29年度答申第1号

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇〇市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った、法第24条第3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- 1 請求人は、本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされた。よって、本件処分は、憲法第25条並びに法第1条、第3条及び法第8条に違反する。
- 2 請求人は、過去に心筋梗塞となり、毎日薬を飲まなければならないが、現在、収入が低下しているため、薬を飲んでいない。兄が心配して、住居を提

供してくれているが、請求人の資産がないため、健康で文化的な最低限度の生活を維持することができない。以上のことから、本件処分は、法第1条、第15条及び第17条に反する。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

- 1 請求人は、請求人の母及び兄と同一の住居に居住し、生計を一にしていると認められ、法第10条ただし書の規定による保護の要否を個人単位で認定（世帯分離）すべき場合のいずれにも該当しないと認められるから、保護の要否は3人世帯を単位として判断すべきである。
- 2 保護の要否を3人世帯を単位として判断すると、請求人が属する世帯は、収入充当額が最低生活費を上回っていることから要保護世帯として認定することができず、本件処分は、法令、保護の基準及び関係通知に適合したものである。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 9 月 20 日	諮問
平成 29 年 10 月 11 日	審議（第 1 回第 1 部会）
平成 29 年 11 月 8 日	審議（第 2 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 関係法令の定め

- (1) 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面で通知しなければならない（法第 24 条第 3 項）、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同条第 4 項）。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第 8 条第 1 項）、同項の規定により要保護者の需要を測定するための基準として、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）が定められている。
- (3) 本件処分に関する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされ（同法第 84 条の 5）、同法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領につい

て」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。ただし、平成29年3月31日付け社援発0331第4号による改正前のもの。以下「局長通知」という。）等が定められている。

- (4) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定することとされている(次官通知第10)。
- (5) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ(法第10条本文)、これによりがたいときは、個人を単位として保護の要否及び程度を定めること(世帯分離)ができることとされている(同条ただし書)。
- (6) 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされている(次官通知第1)。
- (7) 法第10条ただし書の規定により世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び第1の5に列挙されており、このうち、居住を同一にする場合としては、局長通知第1の2(1)ないし(4)、(7)及び第1の5の6つの場合があると整理されている(『生活保護手帳別冊問答集2016』43頁(中央法規))。

2 本件処分について

(1) 保護の要否の判断単位について

ア 本件において、請求人、母及び兄(以下「請求人ら」という。)は、いずれも、〇〇〇市〇〇〇〇〇〇番地に居住しているものと認められるから、請求人らは、「同一の住所に居住」しているものといえることができる。

イ また、請求人らは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の規定により互いに扶養する義務を有する関係にあることは明らかであるほか、請求人により作成され、本件申請書に添付された書面「援助をしてくれる人のようす(扶養義務者状況表)」の記載から、請求人は

兄から食事等の提供を受けていることが認められる。また、本件申請書の保護を申請する理由の欄には「母の看護」と記載され（なお、母は要介護5の認定を受けている。）、兄は日中は仕事のため在宅しておらず、洗濯、買物等の母の身の回りのことは請求人が担っていることが処分庁の訪問調査により確認されている。さらに、兄の平成26年分及び平成27年分の給与支払報告書（個人別明細書）によると、請求人及び母の2人は、兄の控除対象扶養親族とされている。これらの事実からすると、請求人らは、「生計を一にしている」ことが認められる。

ウ 以上のことから、請求人らは、「同一の住居に居住し、生計を一にしている」と認められ、世帯分離が認められる場合（局長通達第6の1（7））に該当しない限りは、同一世帯員と認定し、その世帯を単位として保護の要否及び程度を判断すべきこととなる。

(2) 世帯分離について

ア 世帯分離が認められる場合として、局長通知第1の2(1)は、まず、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」を掲げている。

処分庁による訪問調査の結果によると、請求人は平成29年2月末まで調理の仕事に従事し、同年3月7日から別の会社で就労することが決まっていたことが認められ、また、兄についても継続的に就労し、給与収入を得ていることが認められる。よって、請求人及び兄のいずれも、稼働能力があり、収入を得るための努力をしているものと認められる。また、母は、要介護5の認定を受けていることから、稼働能力があるとは認められない。したがって、請求人の属する世帯の「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない」者がいるとは認められないことから、請求人の属する世帯は、局長通知第1の2(1)の場合に該

当しない。

イ 次に、局長通知第1の2(3)は、「保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき」を掲げている。

本件申請においては、保護を要しない者、すなわち兄が「世帯員の日常生活の世話を目的として転入した」と窺われる事情は認められず、むしろ、本件申請書の保護を申請する理由の欄には「母の看護」と記載され、兄は日中は仕事のため在宅しておらず、洗濯、買物等の母の身の回りのことは請求人が担っていることが処分庁の訪問調査により確認されているのであるから、世帯員の日常生活の世話は、請求人が担っているものと認められる。以上のことから、請求人の属する世帯の状況は、局長通知第1の2(3)の場合に該当しない。

ウ 局長通知で定める世帯分離が認められる場合のうち、居住を同一にする場合として掲げられている残りの4つの場合については、請求人の属する世帯の状況がこれらのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ 以上のとおり、請求人の属する世帯は、世帯分離が認められる場合のいずれにも該当しないため、請求人の保護の要否について、請求人個人を単位として判断することはできない。

(3) 保護の要否の判断について

ア 請求人の属する世帯の本件申請時における最低生活費は、最大でも215,220円と算定される（審理員意見書第4の4(2)アないしオのとおり）。他方、請求人の属する世帯の本件申請時における収入充当額は、最小でも471,257円と算定される（審理員意見書第4の4(3)アないしエのとおり）。

イ よって、最低生活費を収入充当額が上回ることから、請求人の世帯を要保護世帯と認定することはできない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件処分通知書には、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されておらず、本件処分通知書の記載のみでは、いかなる法規を適用して本件申請が拒否されたのかが明らかにされているとは言い難い。この点、本件申請時において、処分庁が請求人に対し、本件処分に係る判断基準が記載された資料（「生活保護とは」と題するもの）を交付し、その内容を説明していることも併せ考慮すれば、本件処分通知書の「却下の理由」欄に「同居している兄と母について同一世帯と認定します。世帯分離の要件にも該当しないことから、世帯収入が最低生活費を上回るため却下します。」と記載されていることをもって、この記載内容自体から、処分庁の判断過程を請求人が了知することは可能であるということができ、法第24条第4項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第8条が要求する理由提示の要件を辛うじて満たすものと考えられるものの、処分庁においては、処分の根拠とした法規を処分通知書に明記するべきであり、かかる事態については、今後改善が図られることが望ましい。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋